# 『 特別支援学校教諭1種免許状に別の領域を追加 』

#### 【前提】

所要資格として、特別支援学校教諭1種免許状を有すること。 (盲・聾・養護学校教諭1種免許状を含む。)

#### 【 取得要件 】

特別支援学校教諭1種免許状に新たな領域を追加するには、 以下の2つの要件を充たす必要があります。

- 1. 特別支援学校(盲・聾・養護学校を含む)の教員として<u>1年以上</u>の勤務経験を有すること。 →現在有する1種免許状に定められている領域、又は追加しようとする新領域を担任 する教員の勤務経験に限る。
  - ※在職年数は、特別支援学校教諭1種免許状取得後の在職年数に限定されません。
- 2. 特別支援教育に関する科目を、「視覚障害者」、「聴覚障害者」領域を追加する場合は 4単位以上、「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」領域を追加する場合は 2単位以上、認定講習、又は大学の通信教育等において修得すること。
  - →必要単位の詳細は以下のとおり。

### 〇「 視覚障害者 」に関する教育領域について追加する場合〇

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数		関係領域
	第2欄 (4単位)	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目	視覚障害者に関する教育領域(1種用):1単位
		心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	視覚障害者に関する教育領域(1種用):1単位
		視覚障害者に関	関する教育領域のうち任意の科目(1種用):2単位

#### 〇「 聴覚障害者 」に関する教育領域について追加する場合〇

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数		関係領域
	第2欄 (4単位)	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目	聴覚障害者に関する教育領域(1種用):1単位
		心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	聴覚障害者に関する教育領域(1種用):1単位
		聴覚障害者に関	関する教育領域のうち任意の科目(1種用):2単位

## 〇「 知的障害者 」に関する教育領域について追加する場合〇

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数		関係領域
	第2欄 (2単位)	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目	知的障害者に関する教育領域(1種用): 1単位
		心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	知的障害者に関する教育領域(1種用): 1単位

# 〇「 肢体不自由者 」に関する教育領域について追加する場合〇

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数		関係領域
	第2欄 (2単位)	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目	肢体不自由者に関する教育領域(1種用):1単位
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	肢体不自由者に関する教育領域(1種用):1単位

### 〇「病弱者」に関する教育領域について追加する場合〇

特別支援教育に関する科目	単位種別 必要単位数		関係領域
	第2欄 (2単位)	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理 に関する科目	病弱者に関する教育領域(1種用):1単位
		心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法 に関する科目	病弱者に関する教育領域(1種用):1単位

注)「知的障害者」、「肢体不自由者」、又は「病弱者」領域を追加する際には、"心理等に関する科目" 及び"教育課程等に関する科目"を、それぞれ1単位ずつ修得しなければならない。<u>ただし、"教育課程等に関する科目"並びに"心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む</u>科目"を、それぞれ1単位ずつ修得した場合も要件を充たすものとする。